

春日部市立ふじ学園条例の一部を改正する条例

春日部市立ふじ学園条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、知的障害のある児童を、日々保護者のもとから通わせ保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、<u>児童発達支援センター</u>（以下「学園」という。）を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 学園は、第1条に規定する目的を達成するため、児童の性質及び能力に応じ、適当と認められる<u>生活指導</u>を行う。</p> <p>(入園資格)</p> <p>第5条 学園に入園できる児童は、<u>法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証に記載された児童とする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 <u>法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた児童の保護者</u>は、<u>法第21条の5の3第2項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、知的障害のある児童を、日々保護者のもとから通わせ保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、<u>知的障害児通園施設</u>（以下「学園」という。）を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 学園は、第1条に規定する目的を達成するため、児童の性質及び能力に応じ、適当と認められる<u>生活指導及び職業指導</u>を行う。</p> <p>(入園資格)</p> <p>第5条 学園に入園できる児童は、<u>本市に住所を有する児童であって、埼玉県知事が法第27条第1項第3号の規定による措置を必要と認めた満18歳未満の児童とする。ただし、措置の実施機関より入園依頼があった児童にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 <u>法第7条第2項に規定する障害児施設支援を受けた者</u>は、<u>法第24条の2第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。